



令和8年度 福島空港国内チャーター便 利用旅行商品造成支援事業

福島空港国内チャーター便を利用した旅行商品を
造成する旅行会社様を支援します。

- ※ 申請期限は当該事業を実施する日の15日前まで、**最終申請期限は9月30日まで**です。
- ※ 交付決定額が予算額に達した時点で事業を終了します。お早めに申請くださいますようお願いいたします。
- ※ なお、共同用機とする場合には、そのうちの代表事業者を対象とします。

補助対象事業者	補助対象	補助額
1 一般社団法人日本旅行業協会に加盟している旅行会社	以下に定める条件をいずれも満たす旅行商品の催行。 1 福島空港利用によること。	1 沖縄県 (1) 100席以上の機材 190万円(往復) 95万円(片道)
2 一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社	2 次の地域を発着するチャーター便であること。 (1) 九州地方	(2) 100席未満の機材 95万円(往復) 47.5万円(片道)
3 1又は2の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等	(2) 四国地方 (3) 沖縄県 (4) 愛知県 (5) 北海道	2 九州地方、四国地方、愛知県又は北海道 (1) 100席以上の機材 150万円(往復) 75万円(片道) (2) 100席未満の機材 75万円(往復) 37.5万円(片道)

【お問い合わせはこちらまで】

福島県観光交流局空港交流課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

TEL:024-521-7127 FAX:024-521-7913

Email: fkskuko@pref.fukushima.lg.jp



福島県キャラクター
キャプテン